

## 第14章 水防報告

### 1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとするとともに、十勝総合振興局は当該水防管理者からの報告について、国（帯広開発建設部）に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

※資料編11-34：水防報告

### 2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書（資料編11-35）を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

※資料編11-35：水防活動実施報告書